

第3期牛久市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

【概要版】

令和7年3月

牛久市

●計画策定の背景●

- 国では、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」を施行し、子育て支援の充実を図ってきました。しかしながら、依然として少子化や児童虐待、貧困問題、不登校の増加などの課題が続いていることから、子ども施策を総合的に推進するため、「こども基本法」が成立されるととともに、令和5年に「こども家庭庁」が設置されました。
- 牛久市においても、平成27年に「牛久市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年に第2期計画を策定するなど、教育・保育と子育て支援の充実に取り組んできました。この度、第2期の計画期間が終了することから、新たな「**第3期牛久市子ども・子育て支援事業計画**」を策定しました。

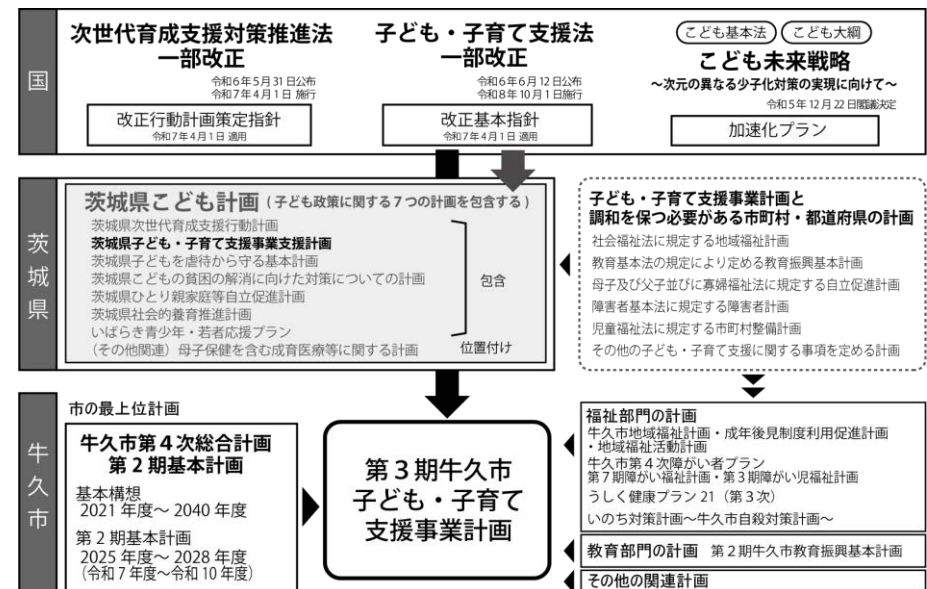
●計画の期間●

計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）



●計画の位置づけ●



●計画の基本理念●

牛久市は、「笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち」をめざしています。

これは、市民が地域に愛着をもって暮らし、豊かな自然や居心地のよさとにぎわいのあるまちを市民協働でつくっていかうという考え方を示しています。

このようなまちでは、子どもも親も地域とのつながりのなかで、すくすくと笑顔で育つと考えます。

本計画では、「子どもも 親も 地域で育つまち うしく」を基本理念とするとともに、以下に示す4つの方向性を大切にすべき視点とし、計画を推進します。

基本理念 子どもも 親も 地域で育つまち うしく

子どもの最善の利益が実現
される社会を目指すこと
(社会)

すべての子どもが心豊かに
健やかに育つこと
(子ども)

すべての親がゆとりを持って
安心して子育てできること
(親)

地域みんなで支え合い子育てを
温かく見守ること
(地域)

4つの方向性

●計画の構成●

- 本計画は「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を内包するものです。
- 「子ども・子育て支援事業計画」の「量の見込み※¹と確保方策※²」において2つの基本目標、「次世代育成支援行動計画」の「子ども・子育てのための施策展開」において6つの基本目標を定め、施策・事業の推進を図ります。

子ども・子育て支援事業計画とは？



- ①本市の教育・保育（幼稚園や保育所、認定こども園など）
- ②地域子ども・子育て支援事業（延長保育や放課後児童クラブなど）
- ①と②の提供体制の確保（将来必要なニーズ量と確保量）を定める計画です。

次世代育成支援行動計画とは？



本市の子ども・子育て支援の基本的方向性を示すとともに、次代を担う子どもと、その家庭の支援等の施策を定める計画です。

※¹ 量の見込み：将来必要となる利用者数等の予測（見込み）のこと。ニーズ量ともいう。

※² 確保方策：計画する提供体制のこと。



子ども・子育て支援事業計画



●計画の体系表●

「子ども・子育て支援事業計画」の「量の見込みと確保方策」において2つの基本目標を定め、施策・事業の推進を図ります。

基本目標	確保方策を定める給付・事業の内容（量の見込みと確保方策）
1. 教育・保育の提供体制の充実	3-5歳の認定こども園・幼稚園利用（1号）
	3-5歳の認定こども園・保育園利用（2号）
	0-2歳の認定こども園・保育園・地域型保育利用（3号）
	①利用者支援事業
	②妊婦等包括相談支援事業
	③延長保育事業（時間外保育事業）
	④放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
	⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）
	⑥乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
	⑦養育支援訪問事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）
	⑧地域子育て支援拠点事業
	⑨一時預かり事業
	⑩病児保育事業
	⑪子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
	⑫親子関係形成支援事業
	⑬妊婦健康診査
	⑭産後ケア事業
2. 地域子ども・子育て支援事業の充実	⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業
	⑰多様な事業者の参入促進・能力活用事業

※⑯及び⑰は量の見込みと確保方策を定める事業ではないため、記載を省略しています。

1.教育・保育の提供体制の充実(量の見込みと確保方策)

本市の子どもたちが、幼稚園、保育園、認定こども園などにおいて、質の高い教育・保育を受けることができるよう、算出した量の見込みをもとに確保方策を定め、質の高い教育・保育の提供体制の充実を図ります。

●教育・保育ともに量の見込み（ニーズ量）に対応することが可能です。今後も実情等を勘案し、計画的な整備を図ります。

教育・保育施設		量の見込みと 確保方策	令和5年 (5月実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
教育 (認定こども園・幼稚園)	1号認定 3～5歳	量の見込み(人)	606人	444	390	374	350	342
		確保方策(人)		583	583	583	583	583
保育 (認定こども園・保育園等)	2号認定 3～5歳	量の見込み(人)	1,049人	873	767	736	690	672
		確保方策(人)		1,078	1,078	1,078	1,077	1,077
	3号認定 0歳	量の見込み(人)	90人	154	149	146	143	140
		確保方策(人)		205	205	205	199	199
	3号認定 1～2歳	量の見込み(人)	551人	559	545	532	518	507
		確保方策(人)		636	636	636	616	616



2.地域子ども・子育て支援事業の充実(量の見込みと確保方策)

算出された量の見込みをもとに、将来の確保方策を定め、子どもや子育て家庭等を対象とする地域子ども・子育て支援事業の充実に努めます。

●量の見込みに対し確保方策が不足している事業については、柔軟に対応していきます。

事業	量の見込みと確保方策	令和5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者支援事業 子育て家庭や妊産婦等の困りごとに合わせて必要な支援を利用できるよう、教育保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供や紹介等を行います。	量の見込み(所)	6か所	6	6	6	6	6
	確保方策(所)		6	6	6	6	6
②妊婦等包括相談支援事業 第3期から 妊産婦への面談を通じ、相談や情報提供を行い必要な支援につなぐとともに、サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を行います。	量の見込み(回)	1,035回	1,089	1,059	1,035	1,014	990
	確保方策(回)		1,089	1,059	1,035	1,014	990
③延長保育事業(時間外保育事業) 保育園・認定こども園を利用している子どもに対し、利用時間外に保育を実施します。	量の見込み(人)	887人	832	767	742	709	692
	確保方策(人)		832	767	742	709	692
④放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生児童が、放課後に小学校の余暇教室などで過ごすことができるようにしている事業です。	量の見込み(人)	1,289人	1,419	1,356	1,232	1,150	1,035
	確保方策(人)		1,421	1,421	1,354	1,324	1,324
⑤子育て短期支援事業(ショートステイ) 保護者の疾病等で児童の養育が困難となった場合や保護者の育児負担軽減が必要な場合に児童を施設等で一定期間、養護・保育等を行います。	量の見込み(人日)	14人日	19	17	17	16	16
	確保方策(人日)		18	18	18	18	18
⑥乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 生後4か月までの乳児のいるすべてのご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	量の見込み(人)	403人	363	353	345	338	330
	確保方策(人)		全数対応				
⑦養育支援訪問事業(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業) 養育支援が特に必要なご家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行う事業です。	量の見込み(人)	134人 (訪問数)	125	114	110	105	102
	確保方策(人)		全数対応				

事業	量の見込みと確保方策	令和5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
⑧地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育園など、地域の身近な場所で気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供する事業です。	量の見込み（人回） 確保方策（人回）	18,230 人回	17,075	16,632	16,248	15,864	15,516
⑨一時預かり事業（幼稚園型・幼稚園型以外） 急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたい時などに、幼稚園、認定こども園、保育園などの施設や地域子育て支援拠点などで一時的に子どもを預かる事業です。	量の見込み（人日） 確保方策（人日）	(幼稚園型) 5,147 人日	9,714	8,531	8,187	7,671	7,476
	量の見込み（人日） 確保方策（人日）	(上記以外) 1,564 人日	8,480	7,830	7,578	7,248	7,075
⑩病児保育事業 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育園などに付設されたスペースで預かります。施設によっては、保育中の体調不良児を迎えまで預かる所もあります。	量の見込み（人日） 確保方策（人日）	2,500 人日	2,682	2,471	2,390	2,284	2,229
⑪子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業） 地域の住民が会員になり、保育園・学校や施設までの送迎、産前産後等の家事援助といった子育て支援サービスを行う事業です。	量の見込み（人日） 確保方策（人日）	5人日	154	146	135	129	119
⑫親子関係形成支援事業 第3期から 児童との関わりや子育てに悩む保護者等に対して、講義やグループワーク等を通じて、児童の発達に応じた情報提供や相談を実施します。また、保護者同士が悩みを共有できる場を設けるなど、親子間の適切な関係性の構築をサポートする事業です。	量の見込み（人） 確保方策（人）	7人	11	11	11	11	11
⑬妊婦健康診査（妊産婦健康診査） 妊婦の健康保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	量の見込み（人） 確保方策（人）	428人	363	353	345	338	330
⑭産後ケア事業 第3期から 出産後1年以内の母子等に対し、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。	量の見込み（延べ人） 確保方策（延べ人）	305人	600	600	600	600	600
⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 第3期から 保育所等で満3歳未満の乳児又は幼児に適切な遊びと生活の場を提供するとともに、当該児と保護者の心身状況や養育環境を把握するため、保護者との面談、情報提供や助言等の援助を行う事業です。	量の見込み（人） 確保方策（人）	—	24	24	24	23	22
			24	24	24	23	22

次世代育成支援行動計画

子ども・子育てのための施策展開



●計画の体系表●

「次世代育成支援行動計画」の「子ども・子育てのための施策展開」において6つの基本目標を定め、施策・事業の推進を図ります。

基本目標		基本施策
【一人ひとりの育ちの保障】 子どもの育ちを支える	1. 子どもの教育環境の整備	1 次代の親の育成
	子どもが、次代を担う調和のとれた人間として心身ともに健やかに成長し、将来、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う人が希望を実現できるよう、学校・家庭・地域等が連携し、それぞれが教育力を高めながら活力ある教育環境をつくります。	2 学校の教育環境の整備
	2. 親と子の健康づくり支援	3 家庭や地域の教育力の向上
	妊娠期から乳幼児期を通じて、母子の健康を守るため、各種健診や相談事業、健康づくりの取組など母子保健事業の充実を図ります。また、心と体の成長を支える「食育」を推進します。 さらに、子育てに係る医療の充実や思春期の保健対策の充実に努めます。	4 親子の健康の確保
【子育ての喜び】 親の育ちを支える	3. 地域における子育て支援	5 子育てに係る医療・保健の充実
	すべての子育て家庭と子どもに対し、質の高い教育・保育の提供を図るとともに、子育て支援サービスの充実を図ります。また、地域での子育て支援のネットワークづくりを支援するとともに、子どもが自主的に遊びや学習、体験活動が行えるような居場所づくりを推進します。	6 教育・保育施設の充実
		7 地域における子ども・子育て支援
		8 子育て支援のネットワークづくり
	4. 子育てと仕事の両立支援	9 子どもの健全育成
	仕事と子育てが両立できるよう、多様な働き方に対応した子育て支援の充実とともに、市民意識の啓発に努め、仕事と家庭生活、子育てのバランスがとれた生活を送れる環境づくりを目指します。また、事業主に対しては、子育てしやすい雇用環境の創出を促します。	10 子育て世代の仕事と生活の調和の実現

基本目標		基本施策
【地域の輪・つながりの輪】 地域・社会のしくみを整える	5. 子育てが安心なまちづくりの推進	11 安心して外出できる環境の整備
	子どもが安心してのびのびと活動できる環境を目指し、関係機関等と連携して安全・安心な地域づくりを推進します。また、犯罪や交通事故等から子どもを守るために、自主防犯活動を促進するとともに、安全対策、交通安全教育を推進します。 さらに、災害時に子どもの安全を確保する仕組みづくりを進めます。	12 防犯・防災・交通安全対策
	6. 子どもの権利を尊重する支援の充実	13 ひとり親家庭への支援充実
	父子家庭を含むひとり親世帯の児童へ、必要な生活支援の充実に努めます。 また、障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見・療育を推進するとともに、特別な発達支援を必要とする児童が地域で安心して生活できるよう必要な支援を行います。 虐待やヤングケアラー対策として、保健・福祉・教育部局が連携し、早期発見や地域全体で子どもを守る体制の充実を図るとともに、母子保健・児童福祉が一体となった相談支援機関を設置し、支援体制を強化します。 また、貧困の状況にある子どもの健やかな成長と教育の機会均等が図られるよう、教育環境の充実に取り組みます。	14 障がい児施策の充実
		15 児童虐待防止対策の充実
		16 子どもの貧困対策



第3期牛久市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

牛久市 保健福祉部 こども家庭課
〒300-1292 茨城県牛久市中央3丁目15番地1
TEL:029-873-2111(代)